

北技保第120号の2
令和2年10月1日

一般社団法人北海道ハイヤー協会会長 殿
一般社団法人全国個人タクシー協会北海道支部長 殿 } (単名各通)

北海道運輸局長

令和2年度における事故防止対策の徹底について

平素、自動車交通行政に対し、ご理解とご協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。

これまで北海道運輸局では、事業用自動車の事故削減のために取り組みを進めてきており、その一つとして、例年、本格的な行楽シーズンを迎える年度当初に通達を發出し、輸送の安全確保に万全を期するようご依頼させていただいておりましたが、本年2月に全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大し、4月には政府において、北海道を含む全国の都道府県が「緊急事態措置を実施すべき区域」とされ、自動車運送業界においても多大な影響が見込まれたことから、本事故防止通達の發出を見合わせていたところです。

また、平成29年には「北海道運輸局安全プラン2020」を策定し、事業用自動車の事故削減目標の達成に向け取り組んでいるところであり、かつ、本プランは本年度をもって最終年度を迎えているところです。

北海道では、これから本格的な積雪寒冷期を迎えることとなり、路面の凍結や吹雪による視界不良など道路状況に適した安全な運行が求められます。

昨今、新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」の実践が求められているところでもあり、感染防止対策を講じたうえで、本年度においても輸送の安全確保に万全を期すため、法令遵守はもとより、下記事項について重点的に取り組み、事故防止に努めていただきますよう貴会傘下会員に対し周知徹底方よろしく申し上げます。

(参考)

北海道運輸局ホームページ>自動車>自動車の保安>9. 保安関連通達等
<http://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/bunyabetsu/jidousya/hoan/index.html>

1. 運行管理について

(1) 飲酒運転等の防止

運転者に対する点呼は、対面によりアルコール検知器を用い確実に実施し、酒気を帯びた状態及び健康状態（疾病、疲労、睡眠不足等）、また危険ドラッグや覚せい剤等不法な薬物の使用等により安全な運行ができないおそれがある場合には絶対に乗務させないこと。

(2) 過労運転の防止

運転者の勤務状況及び疲労の程度を適切に把握し、過労運転の防止を考慮した乗務割を作成すること。

(3) 健康管理の指導の徹底

健康診断結果及び「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」を活用するほか、乗務員に対して自己管理の重要性を認識させるとともに、運行中における健康状態の異変等により運行の継続が困難であると判断される場合の対応等についての指導を徹底すること。

(4) 安全な運行の確保

交差点における右左折時の安全確認、踏切での一時停止と安全確認、道路状況及び道路環境に適応した安全速度の遵守、適正な車間距離の保持など、基本的な交通ルールの指導教育を徹底するとともに、運行記録計の記録等により運転者の運転状態を適切に把握し事故防止の徹底を図ること。

また、乗務員に対して制限速度の遵守や妨害運転（いわゆる「あおり運転」）等の悪質性・危険性を周知し防止を徹底するとともに道路交通法等の法令遵守を図るなど、安全の確保を最優先すること。

更に、異常気象時等における対応を適切に行うため、気象、降雪情報・道路情報等の収集及び乗務員に対する連絡体制を整備すること。

(5) シートベルト着用の徹底

乗務員にはシートベルトを必ず着用させるとともに、乗客に対しても車内掲示、案内等により着用を促すよう指導を徹底すること。

2. 車両管理について

(1) 車両火災事故防止

電気装置、燃料装置、制動装置等について、車両の走行距離、使用年数及び走行する道路環境等を十分考慮した点検を行うこと。

(2) 車輪脱落事故防止

タイヤ交換を行う際には、ディスク・ホイールの亀裂、ホイール・ボルトの損傷等を確実に確認するとともに、ホイール・ナットを規定のトルクで締め付けること。